10-11 自然科学研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

平成16年4月1日 分研規則第5号

自然科学研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

(設置)

第1条 自然科学研究機構分子科学研究所(以下「研究所」という。)に,研究所の将来計画について検討するため, 将来計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 研究所長
 - 二 研究総主幹
 - 三 研究所の教授数名
 - 四 研究所の准教授数名
 - 五 その他分子科学研究所長(以下「研究所長」という。)が必要と認めた者
- 2 前項第3号,第4号及び第5号の委員の任期は,1年とし,再任を妨げない。ただし,補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の委員は,研究所長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会は,研究所長が招集し,その委員長となる。

(専門委員会)

第4条 委員会に,専門的な事項等を調査検討させるため,専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は,必要に応じて,委員以外の者を委員会に出席させ,意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は,岡崎統合事務センター総務部総務課において処理する。

附則

- 1 この規則は,平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の後最初の任命に係る委員の任期は,第2条第2項の規定にかかわらず,平成17年3月31日までとする。

附則

この規則は,平成19年4月1日から施行する。